

## 報告第 1 号

### 専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 4 日報告

白井市長 笠井 喜久雄

## 専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和6年7月22日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

### 1 相手方

白井市南山一丁目1番1 AB棟管理事務所  
アーバンエクセル白井AB棟地区団地管理組合法人  
理事 上田 恭平

### 2 事故の概要

令和6年5月26日午後2時52分頃、ごみゼロ運動の際、職員が庁用車でごみの回収作業を行っていたところ、相手方が管理している植え込みの石塀に接触し、破損させたもの。

### 3 損害賠償の額 金70,400円

### 4 和解の条件

市の過失割合を10割とし、相手方の過失割合を0割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金70,400円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。